

移動等円滑化取組計画書

令和8年 6月 30日

住 所 横浜市中区本町6丁目  
50番地の10

事業者名 横浜市交通局  
代表者名（役職名及び氏名） 横浜市交通事業管理者  
三村 庄一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

ブルーラインは、プラットホームと車両床面との間に段差・隙間があり、車いす利用などのお客様が乗り降りされる際は、駅員の介助が必要であるため、お客様のより円滑な乗降を目指し、全駅で段差・隙間縮小工事を行う。また、ブルーラインは、開業から50年以上経過していることから、計画的な施設や設備の更新を行い、バリアフリーを向上させる。

保有する全車両は、車いすスペースや案内表示装置等の対象設備において、移動円滑化基準（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令）を満たした構造となっている。ただし、ガイドライン上で定められている標準的な整備内容や望ましい整備内容に合致していない箇所があるため、大規模更新時や新車製造時の対応を検討・実施していく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅ホームと車両の 段差・隙間縮小	・ 駅ホームと車両の段差・隙間を縮小する。 片倉町駅、岸根公園駅、北新横浜駅、新羽駅、仲町台駅、センター北駅、中川駅、あざみ野駅（2026年度完了予定）
トイレの改良	・ トイレをバリアフリーに対応した施設にリニューアルする。 新羽駅（2026年度完了予定）

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
研修の実施	スロープ板の取り扱いや介助に関する実技を、バリアフリーに関する研修において習得する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
介助及び啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗降時に係員による介助を行う。</li> <li>・「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンに参加し、お困りのお客様に対して職員だけでなく、お客様にも助け合いのお声かけにご協力をお願いする。</li> </ul>

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅構内案内設備の設置 トイレ案内設備の設置 エスカレーターへの音声案内装置の設置 車内案内表示器のLCD表示器化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点字及び音声で駅構内の案内ができる設備（音声案内付触知案内板）を順次設置する。</li> <li>・点字及び音声でトイレの構造の案内ができる設備（音声案内付触知案内板）を順次設置する。</li> <li>・エスカレーターに行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を順次設置する。（三ツ沢上町駅）（2026年度全数完了予定）</li> </ul> <p>車内案内表示装置については、LCD表示器を採用し、次駅案内に加え、駅施設情報や運行情報等を分かりやすく提供できるよう整備する。</p> <p>保有車両全54編成（ブルーライン37編成／グリーンライン17編成）のうち、LEDスクロール式の表示装置を採用している車両については、ブルーライン3000A形2編成は次期車両新造・更新時に対応する予定であり、3000N形6編成については新造・更新に合わせて対応を検討する。</p>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
教育訓練の実施	サービス介助士を講師とした教育訓練を、駅係員を対象に実施する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報及び啓発活動の実施	国が実施するキャンペーンに参加するとともに、他事業者と連携しながら、駅構内のポスター掲出や放送等を通じて利用者への広報・啓発を図る

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

--

#### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
駅ホームと車両の段差・隙間縮小	<p>・ 駅ホームと車両の段差・隙間を縮小する。</p> <p>片倉町駅、岸根公園駅、北新横浜駅、新羽駅、仲町台駅、センター北駅、中川駅、あざみ野駅</p> <p>上永谷駅、弘明寺駅、蒔田駅、吉野町駅、阪東橋駅、伊勢佐木長者町駅、高島町駅、三ッ沢下町駅、三ッ沢上町駅</p>	<p>新規追加</p> <p>工事完了につき削除</p>

#### V 計画書の公表方法

<p>交通局ホームページで公表</p>
---------------------

#### VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。